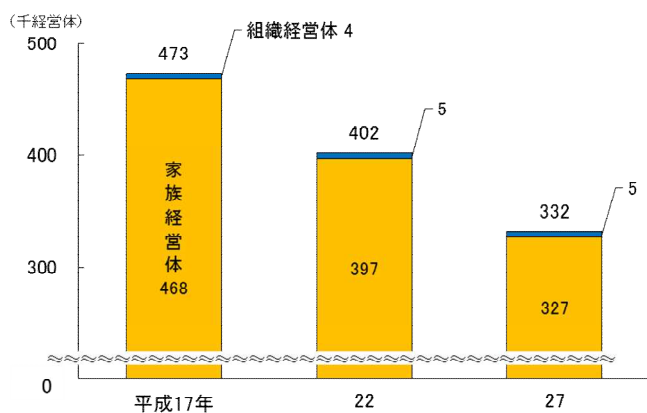


農林業センサスからみる関東の農業

1 農業経営体

- 関東農政局管内（以下「管内」といいます。）の農業経営体数は、33万2千経営体で、平成17年からの10年間で14万1千経営体（30%）減少しました。
これは、家族経営体が減少したことによります。
- 家族経営体が減少する一方で、組織経営体は、神奈川県を除く管内各都県で増加しました。
これは、会社法人の組織経営体が増加したことによります。特に、長野県では、この5年間で37%増加しました。

農業経営体数の推移（管内）

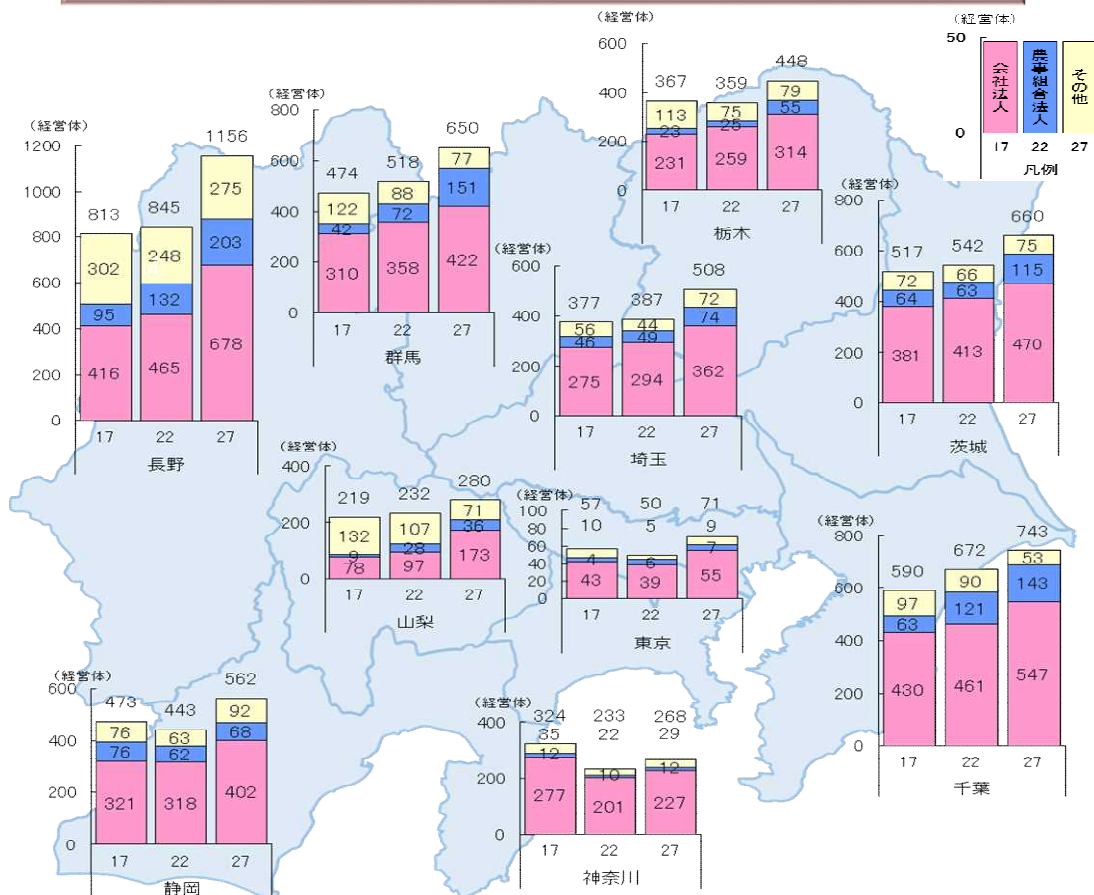


法人化している農業経営体の推移（管内）



- 農業経営体とは、農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、一定規模（経営耕地面積30a以上、年間販売金額50万円以上等）以上の事業を行う者をいいます。
- 家族経営体とは、法人の有無にかかわらず、1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいいます。
- 組織経営体とは、家族経営体でない経営体をいい、会社や団体、集落営農等、組織で経営している者をいいます。
- 会社法人とは、会社法に基づき株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の組織形態をとっているものをいいます。
- 農事組合法人とは、農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいいます。

法人化している農業経営体の推移（都県別）

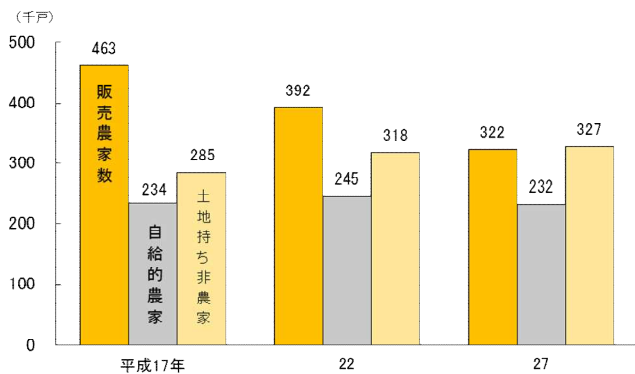


農林業センサスからみる関東の農業

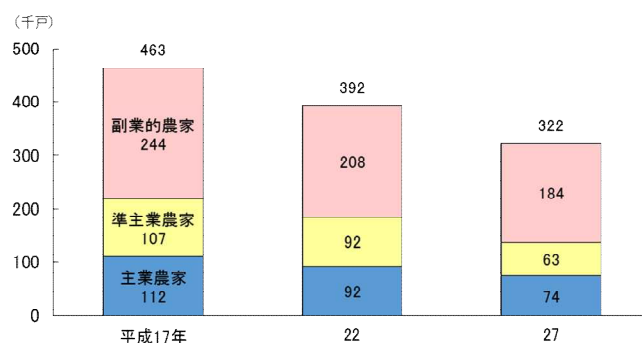
2 販売農家

- 関東農政局管内（以下「管内」といいます。）の販売農家数は32万2千戸で、平成17年からの10年間で、14万戸（30%）減少しました。
- 販売農家について主副業別にみると、管内各都県において全ての区分で減少しており、特に準主業農家の減少率が高くなっています。

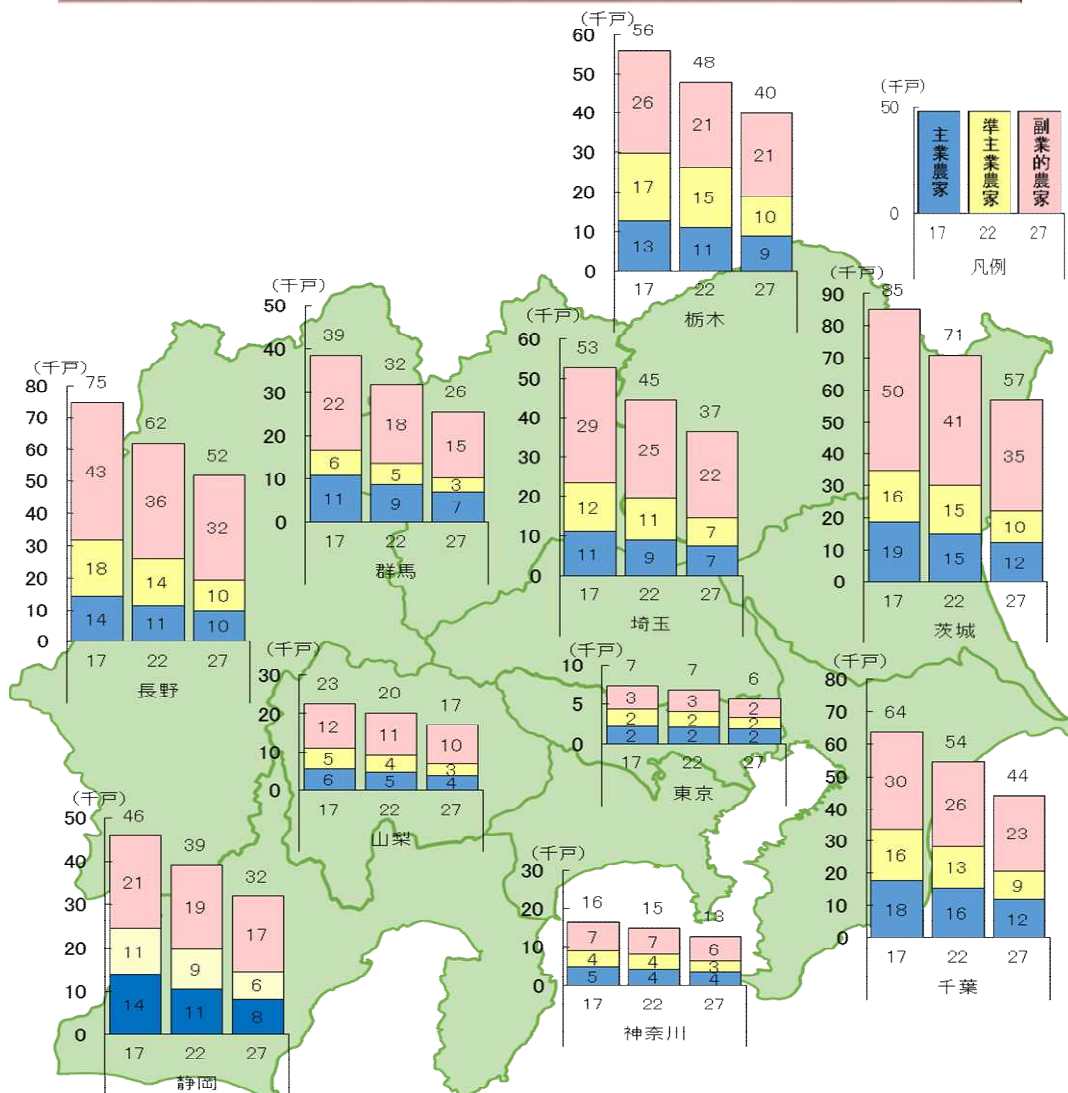
農家数の推移（管内）



主副業別農家数の推移（管内）



主副業別農家数の推移（都県別）



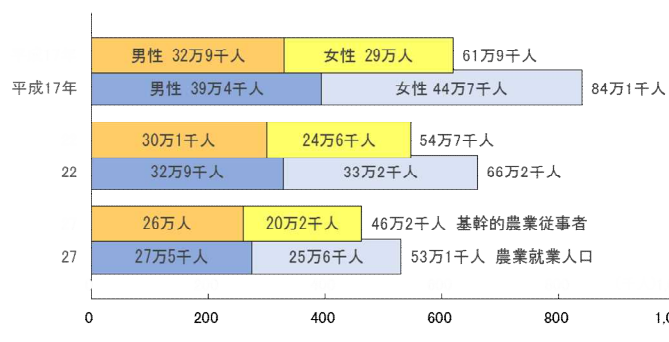
- 農家とは、経営耕地面積が10a以上（又は年間農産物販売金額が15万円以上）の農業を営む世帯世帯をいいます。
- 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上（又は年間農産物販売金額が50万円以上）の農家をいいます。
- 自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満かつ年間農産物販売金額が50万円未満の農家をいいます。
- 土地持ち非農家とは、農家以外で耕地及び耕作放棄地を合計で5a以上所有している世帯をいいます。
- 主業農家とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる販売農家をいいます。
- 準主業農家とは、農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる販売農家をいいます。
- 副業的農家とは、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない販売農家（主業農家及び準主業農家以外の販売農家）をいいます。

農林業センサスからみる関東の農業

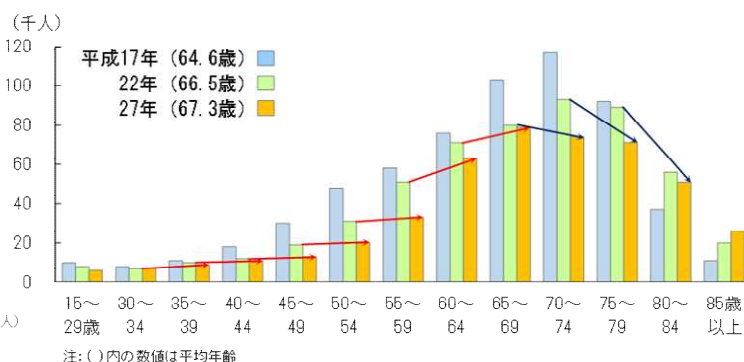
3 農業労働力（販売農家）

- 関東農政局管内（以下「管内」といいます。）の農業就業人口は53万1千人、基幹的農業従事者は46万2千人となっています。
- 基幹的農業従事者数は、この10年間で大幅に減少しました。これは、70歳以上の階層の大量のリタイアが主な要因となっています。その一方で平成22年の25歳から64歳までの各階層の従事者数の5年後（30歳から69歳までの各階層）では、それぞれ増加しています。

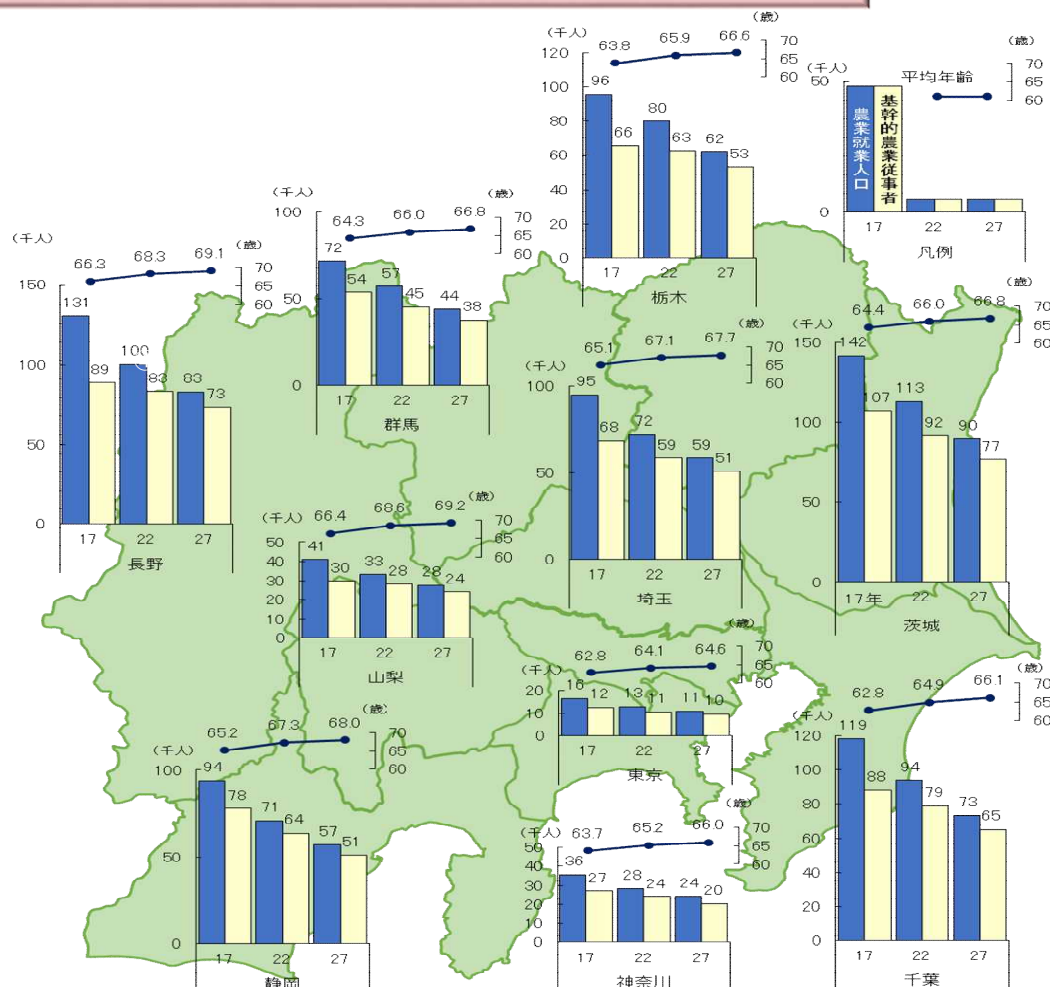
農業就業人口及び基幹的農業従事者数の推移（管内）



年齢別基幹的農業従事者数の推移（管内）



農業就業人口、基幹的農業従事者数及び基幹的農業従事者の平均年齢の推移（都県別）



● 農業就業人口とは、自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいいます。

● 基幹的農業従事者とは、農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいいます。